

海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に 関する基本方針の一部改正の概要

離島の基本方針の一部改正について

- 平成21年12月1日 「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(以下「離島の基本方針」という。)を総合海洋政策本部決定
- 平成27年6月30日 離島の基本方針を全部改正(離島の役割として、我が国の領域保全や管轄海域の管理に果たす役割を明記するなど)
- 平成28年4月20日 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(第190回国会衆法第18号、平成28年法律第33号)(以下「有人国境離島法」という。)成立
- 平成28年4月27日 有人国境離島法公布
- 平成28年7月26日 第15回総合海洋政策本部会合
- 平成29年4月1日 有人国境離島法施行

離島の基本方針の一部改正主要事項

「我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与すること」を目的とする有人国境離島法（衆法）の成立を受け、政府としての方針を定めるもの。

有人国境離島地域に関する取組を明記

我が国の管轄海域の根拠となる離島の安定的な保全・管理のためには、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持のための取組の推進が重要と位置づけ。

有人国境離島地域に関する施策を明記

以下の施策を新たに記載。

有人国境離島地域の保全に関する施策

- ・ 国の行政機関の施設の設置に努める
- ・ 土地の買取り等に努める
- ・ 港湾等の整備に努める
- ・ 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に努める
- ・ 広域の見地からの連携が図られるよう配慮する

特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する施策

- ・ 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化
- ・ 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化
- ・ 生活又は事業活動に必要な物資の費用負担軽減
- ・ 雇用機会の拡充等
- ・ 安定的な漁業経営の確保等

その他

- ・ 啓発活動

有人国境離島法の概要

目的

この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

定義

有人国境離島地域

- 1 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。）内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域
- 2 1のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域

特定有人国境離島地域

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの（特定有人国境離島地域名、特定有人国境離島地域を構成する離島等を別表に明記）

国の責務

国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

基本方針・計画

- 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道府県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとする。

有人国境離島地域に係る施策

<保全>

- 一 国は、国の行政機関の施設の設置に努める。
- 二 国は、土地の買取り等に努める。
- 三 国及び地方公共団体は、港湾等の整備に努める。
- 四 国及び地方公共団体は、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に努める。
- 五 国及び地方公共団体は、広域の見地からの連携が図られるよう配慮する。

<その他>

- 啓発活動

特定有人国境離島地域に係る施策

保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲げる事項について適切な配慮をする。

<地域社会の維持>

- 一 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化（特別の配慮）
 - 二 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化（特別の配慮）
 - 三 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
 - 四 雇用機会の拡充等
 - 五 安定的な漁業経営の確保等
- ※ 必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

その他（施行期日等）

- ・ この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行する。また、平成39年3月31日限り、その効力を失う。
- ・ 内閣府設置法の一部改正（本法案に係る事務の所管）等